

社会福祉法人安来市社会福祉協議会
役員等報酬規程

社会福祉法人安来市社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人安来市社会福祉協議会（以下「当法人」という）定款第10条および第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第10条及び定款第25条により、役員は勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、この法人の全理事の報酬総額は、年間700万円以内とする。

- (1) 常勤役員等（〈法人における常勤役員の定義〉の者）については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、法人業務を行う場合に別表3のとおり、報酬を支給する。ただし、交通費の実費が次の費用弁済額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬額等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第8条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の費用弁償)

第4条 非常勤役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給し、評議員は、評議員会等会議等の出席について別表4により日当を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される役員会等に出席した場合は、別表3に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与支給に準ずる。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改版)

- 第10条 この規程の改版は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規程は、平成30年 3月27日より施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
会長	月額 230,000円
常務理事	月額 230,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.8 か月
12月の賞与	報酬月額×2.0 か月

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

非常勤会長	月額 145,000円
理事会等会議への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

(3) 監事

監事監査等への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

別表4（評議員の日当）

評議員会等会議への出席	日額 5,000円
-------------	-----------